

国民年金だより

令和6年度の保険料は
月額16,980円です。



ご存知ですか？「保険料の免除・納付猶予制度」

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が難しい場合、本人が申請して審査を通過すれば、保険料の「免除」または「納付猶予」の対象となります（※免除申請には、前年所得の申告が必要です）。

☆国民年金保険料の令和6年度（令和6年7月～令和7年6月）の免除申請の受付を開始しました。

令和6年度の 免除等の種類と保険料額など	免除				納付猶予 (50歳未満の方対象)	未納
	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除		
月々の保険料	0円	4,250円	8,490円	12,740円	納付猶予	
受給資格期間に…	含まれる				含まれる	含まれない
全額納付の場合に対する 免除期間分の年金額増加割合	1/2	5/8	3/4	7/8	年金額は増えない(※1)	
所得審査の対象者	本人・配偶者・世帯主				本人・配偶者	
申請可能な期間	申請時点から2年1か月前までの期間 (納付期限から2年を経過すると時効により免除の申請ができません)					

(※1)納付猶予の場合、追納すれば年金額に反映されます。

★学生には「学生納付特例制度」がありますので、詳しくはお問合せください。

★令和5年度の免除申請時に、翌年度以降の継続希望を行い、かつ「全額免除」または「納付猶予」が承認された人は、あらためて免除申請をする必要はありません。

◆申請時に必要なもの◆

- ▷ 本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）
- ▷ 基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書、納付書など）



◎失業を理由とする場合は…

- ▶ 離職年月日が確認できる『雇用保険被保険者離職票』『雇用保険受給資格者証』など

◎代理人が申請する場合は…

- ▶ 代理人本人の確認ができるもの ▶ 委任状



- ▲一部免除の承認を受けた期間でも、月々の指定の保険料を納めなければ未納期間となります。
- ▲保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障がいや死亡といった不測の事態が生じたときに「障がい年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

◆保険料の追納ができます◆ ※追納の受付・問合せは直方年金事務所となります。

「免除」「納付猶予」「学生納付特例」の期間がある場合には、保険料を全額納付した場合に比べ、受け取る年金額が少なくなります。10年以内であれば、その分の保険料を後から納めること（追納）ができます。

ただし、免除等の承認を受けた期間の年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

●お問合せ 医療保険課 年金係 ☎0948-22-5504 又は 各支所市民窓口課
直方年金事務所 ☎0949-22-0891（自動音声案内が流れます）